

滝沢市物価高騰対策支援金について

新型コロナウイルス感染症の影響による原油価格・物価高騰の影響を受けている市内事業者を支援することを目的に、岩手県が実施する「物価高騰対策支援金」の給付を受けた中小企業者及び個人事業者に対して支援金を支給するものです。

給付額

1事業者10万円

対象者

☆次のいずれにも該当する方

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者及び個人事業者であること
- (2) 岩手県が実施する「物価高騰対策支援金」の「原材料等支援金」または「原材料等支援金と家賃等支援金の両方」（最大200千円）のいずれかの支給決定を受けていること。

申請について

申請期間

令和4年9月2日（金）～令和5年2月28日（火）（必着）

提出書類及び添付書類

- (1) 滝沢市物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 岩手県が実施する「物価高騰対策支援金」に係る支給決定通知書の写し
- (3) 通帳の写し（通帳の表紙と表紙の裏面の写し）
- (4) 法人：履歴事項全部証明書の写し（発行から3か月以内のもの）
個人事業者：代表者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等のうちいずれかの写し）

申請から交付まで

(1) 提出書類を揃え、滝沢市商工会へ申請（郵送等）

↓

(2) 審査後、交付決定通知書が発行されます

↓

(3) 支援金の給付（指定口座へ振り込み）

問合せ先 滝沢市商工会 平日 8:30～17:30

住 所: 滝沢市鶴飼御庭田92-3 電 話: 684-6123 FAX: 687-3090